

B 日程国語 マークシート問題 正答番号(90点分)

| | 解答番号 | 解答欄 | | | | | |
|---------|------|-----|---|---|---|---|----|
| B I | 1 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 2 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 3 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 4 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 5 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 6 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 7 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 8 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 2点 |
| | 9 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 2点 |
| | 10 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |
| | 11 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |
| | 12 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |
| B II | 13 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 14 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 15 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 16 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 17 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 18 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 5点 |
| | 19 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 2点 |
| | 20 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 2点 |
| | 21 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 2点 |
| | 22 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |
| | 23 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |
| | 24 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 3点 |

B日程国語 記述問題 解答例(10点分)

【I】問七 「教室」・「主体化」・「責任」 五〇字以内

(1) 教室という空間を設定するだけでは、主体化への働きかけはできず、先生の責任が曖昧になる（四二字）から。

(2) 教室という空間の設定だけで生徒たちの自主性に任せると、先生の責任は曖昧になり、主体化もできない（四七字）から。

【採点基準】※I以外は、共通ルール。

- 問題に対しても文意が通っていない→0点
- 指定した語句が書かれていない→0点

I ① 「教室という空間を設定するだけ」と同じ意味の内容が書かれている→2点

② 「主体化への働きかけ」と同じ意味の内容が書かれている→2点

③ 「先生の責任が曖昧になる」と同じ意味の内容が書かれている→1点

II 文末指示との接続が適切ではない→1点減点 ※ー（マイナス）1と記入

III 誤字脱字→その都度1点減点 ※値に「ー（マイナス）」をつける

IV IからIIIの合計点を記入する。

〔II〕 問二 「解雇」 一〇字以内

- (1) 企業は原則として従業員を解雇できないという（十八字）こと。
(2) 企業はいちど雇えば原則その人を解雇しない（十七字）こと。

【正答根拠】

問一 企業は「原則として従業員を解雇できない」と

傍線部Bの直前をみると、日本企業の制度では「採用された人は引退するまでその企業の終身の構成員になる」とある。また、傍線部の少し後ろを見てみると「ある従業員が役立たないと判断しても、解雇することはできず、その従業員の地位の範囲内で、ひとつの職務から別の職務へと配置転換し、最終的には役には立たないととしても、少なくとも害にならない職務を見つけるしかない」とある。つまり、ひとたび企業が従業員を採用したら、従業員の能力いかんに関わらず、原則、企業はその者を雇い続けなければならず（簡単に解雇できない）、これを傍線部Bでは「企業は事実上、その人の能力が不足していると判断する権利を放棄している」と言い換えている。よって、これを出題形式に当てはめると、企業は「原則として従業員を解雇できない」と（18字）が正答となる。ほかにも、企業は「いちど雇えば原則その人を解雇しない」と（17字）など、従業員のことを傍線部の「その人」として記述しても正答となる。